Ⅴ 生活福祉課

1 生活保護

生活に困窮する世帯に対して、生活等の相談に応じるとともに、最低生活の保障のための生活保護費の支給決定に併せて自立を助長するための支援を行いました。

生活保護費の支給決定については、適正に実施するため、調査を徹底するとともに法令などに定める権利、義務の周知を徹底しました。

さらに就労支援や子どもの健全育成支援、無料低額宿泊所に起居する被保護者への生活 改善支援について、各支援員を配置し支援を行うとともに、「生活保護社会的居場所づく り事業」を委託により実施し、社会とのつながりを結び直すための支援や居住の安定確保 に係る支援を行うなど自立支援に努めました。

2 特別障害者手当等

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者を対象とした障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定事務を行いました。

3 母子·父子·寡婦福祉、女性相談·支援

母子・父子家庭及び寡婦からの生活一般、就業等の相談を受けるとともに、福祉資金の貸付等による援護を実施しました。

また、売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、 配偶者の暴力、離婚等の家庭問題等の要保護女子からの相談に応じるとともに、一時保護 等の支援を行いました。

1 生活保護

(1) 扶助別被保護世帯数・人員

(平成29年3月分)

		総数				扶助0)種類			
			生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
総数	世帯数	912	757	772	26	232	809	0	14	5
和3 多	人員	1116	926	937	38	238	955	0	16	5
箱根町	世帯数	247	193	198	6	66	215	0	1	0
相似叫	人員	281	219	225	7	68	240	0	1	0
真鶴町	世帯数	79	69	64	3	19	67	0	2	0
共畅的	人員	112	99	91	5	19	88	0	3	0
湯河原町	世帯数	586	495	510	17	147	527	0	11	5
1勿1円 / 川 / 川	人員	723	608	621	26	151	627	0	12	5

(注)総数とは「保護世帯数・人員」であり、停止世帯を含む。

(2) 保護の開始・廃止

ア 理由別開始世帯の状況

(平成 28 年度)

	総数	世帯主の傷 病	世帯員の傷 病	死亡別離不 在	年金の減少 等	仕送り減少 等
総数	133	29	5	3	2	10
箱根町	39	11	1	0	1	2
真鶴町	11	3	1	1	0	1
湯河原町	83	15	3	2	1	7

		稼働収	入の減少		預貯金の	要保護	その他	
	定年失業	老齢	倒産等	その他	消費	転入	てり他	
総数	9	3	0	8	34	1	29	
箱根町	4	1	0	4	7	1	7	
真鶴町	1	0	0	0	2	0	2	
湯河原町	4	2	0	4	25	0	20	

イ 理由別廃止世帯の状況

(平成28年度)

	総数		世帯主傷病 の治癒 世帯員傷病 の治癒		死 亡	失 踪	稼働収入の 増加	
総数		132	0	0	45	11	14	
箱根町		42	0	0	16	3	4	
真鶴町		14	0	0	3	0	3	
湯河原町		76	0	0	26	8	7	

	働き手 の転入	年金等 の増加	引き取り	施設入所	医療他法	要保護 転出	その他
総数	1	7	7	1	0	15	31
箱根町	1	3	2	1	0	5	7
真鶴町	0	0	3	0	0	1	4
湯河原町	0	4	2	0	0	9	20

(3) 世帯類型別被保護世帯の状況

(平成29年3月)

	総数		数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
総	数		904	610	30	75	84	105
箱 根	町		242	169	6	21	12	34
真 鶴	町		79	51	8	4	10	6
湯河原	訂町		583	390	16	50	62	65

(4) 労働力類型別被保護世帯の状況

(平成29年3月)

				稼働世帯						
	総	数		世帯主が働い	っている世帯		世帯員	世帯		
			常用	日雇	内 職	その他	稼働			
総数		904	101	0	15	2	22	764		
箱根町		242	26	0	2	1	7	206		
真鶴町		79	8	0	3	0	1	67		
湯河原町		583	67	0	10	1	14	491		

(5) 医療扶助人員の状況

(平成29年3月)

	総	数			入院			入院外		
	形心	刻	精	神	その他	小 計	精神	その他	小 計	+
総数		955		17	43	60	19	876	8	395
箱根町		240		9	14	23	3	214	2	217
真鶴町		88		0	3	3	2	83		85
湯河原町		627		8	26	34	14	579	5	593

(6) 生活保護施設措置状況

(平成29年3月現在の入所者数)

	救護施設	更生施設
総 数	6	2
箱根町	2	1
真鶴町	0	0
湯河原町	4	1

※発生地により町は分類している。

(7) 保護の開始廃止件数の推移

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開	始	129	137	121	173	187	189	197	172	124	135	133
廃	止	103	117	85	117	121	121	165	153	136	128	132

(8) 保護世帯数等の推移 (年度平均)

(※保護率の単位は‰)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
世帯数	602	623	651	700	756	847	866	903	911	912	906
人 員	774	804	848	918	1,001	1, 109	1, 127	1, 154	1, 148	1, 136	1116
保護率※	15. 50	16. 27	17.47	17.84	20.60	22.83	23.62	24. 53	24. 72	25.02	25.54

2 特別障害者手当等

特別障害者手当等の支給状況

(平成29年3月31日現在)

	障害児福祉手当	福祉手当(経過措置分)	特別障害者手当
総数	19	2	24
箱根町	2	0	4
真鶴町	2	1	3
湯河原町	15	1	17

3 母子·父子·寡婦福祉、女性相談·支援

(1) 母子·父子·寡婦福祉 母子自立支援員の相談指導実施状況

(平成 28 年度)

					1		_						(—	成 28 年度)
区 分					相談件数	区 分					相談件数			
生活一般	住 宅			51		ロフ短短次ム		貸	作	ţ	61			
	医療•		病		気	8	経	母子福祉資金		償	适	l Auf	69	
		・健康	障		害	12	経済的支援	寡婦福祉資金		貸	作	ţ	0	
			そ	の	他	4				償	适	<u>=</u>	0	
	家	庭	夫	等の	暴力	49		公	的		年		金	2
	紛	争	そ	\mathcal{O}	他	40		児	童	扶	養	手	当	4
	就		求	職・	眃 職	4	生活援護	生	活		保		護	29
		労	資格	取得·職	業訓練	32		税					36	
/4/X		/3	職	場の	悩み	0		そ の 他			75			
			そ	\mathcal{O}	他	3		小 計					276	
	結婚			0		売店設置(法第25条)					0			
	養 育 費			2	そ	たばこ販売 (法第26条)					0			
	借金			1	の	母子世帯向公営住宅(法第27条)					1			
	そ	そ の 他				18	他	母子福祉施設の利用					4	
小計					224		母子	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)					38	
	養		保	育所入	所	2			小	計				43
		育	苣	待		6			合	計	•			582
		-	そ	の	他	24								
児童	教	育			5									
	非	 行			0									
	就	職			職	1								
	そ	そ の 他			1									
	小計				39									

(2) 女性相談・支援

女性相談員相談状況

ア 相談主訴別取扱状況

(平成 28 年度)

	総数	人間関係	経済問題	帰住地なし	住宅問題	医療関係	その他
総数	54 (23)	27 (23)	5 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	14 (0)
箱 根 町	9 (7)	8 (7)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
真鶴町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
湯河原町	36 (16)	18 (16)	5 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	10 (0)
管 外	9 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)

イ 相談後の処理状況

(平成 28 年度)

	総数	就職 自営	結 婚	家庭へ 送還	福祉事 務所へ 移送	女談性員送 相女談移	他 の 相談談 相 報送 へ移送	そ関リへ送の係がある。	助言指導	その他
総数	54 (23)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	52 (22)	0 (0)
箱根町	9 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (7)	0 (0)
真鶴町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
湯河原町	36 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	35 (15)	0 (0)
管 外	9 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (0)	0 (0)

⁽注) ()内は、配偶者の暴力によるもので、内数